千曲市森のエネルギー推進事業補助金交付要綱

平成21年２月27日

告示第20号

（趣旨）

第１条　この要綱は、県産材の活用及び木質バイオマスエネルギー等新エネルギーの利用普及を図るため、ペレットストーブ、ペレットボイラー及び薪ストーブを設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、千曲市補助金等交付規則（平成24年千曲市規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　ペレット　間伐材又は製材端材等の木材を粉砕したオガ粉を円筒形に固めた木質燃料をいう。

(2)　ペレットストーブ　ペレットを燃料に使用するストーブで、ペレットの自動供給機能を有するものをいう。

(3)　ペレットボイラー　ペレットを燃料に使用するボイラーで、ペレットの自動供給機能を有するものをいう。

(4)　薪ストーブ　薪等の木材を燃料に使用するストーブをいう。

(5)　地域協議会　森林整備加速化・林業再生事業費補助金実施要綱（平成21年５月29日付け21林整計第83号農林水産事務次官依命通知）第５に規定する地域協議会をいう。

（補助金の交付対象者）

第３条　補助金の交付対象者は、ペレットストーブ、ペレットボイラー又は薪ストーブ（以下「対象設備」という。）を設置するもので、かつ、千曲市に居住若しくは事業所を有する個人又は事業者（市税を滞納していないものに限り、公共的団体を除く。）とする。この場合において、ペレットストーブ又はペレットボイラーの設置に対し補助金の交付を受けようとする者は、地域協議会に属していなければならないものとする。

（対象設備及び補助率等）

第４条　補助金の対象設備及び補助率等は、次の表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象設備 | 補助率等 |
| ペレットストーブペレットボイラー | 本体購入経費の2分の1以内。ただし、10万円を限度とする。 |
| 薪ストーブ | 本体購入経費の2分の1以内。ただし、1万円を限度とする。 |

２　補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、千曲市森のエネルギー推進事業補助金交付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、対象設備を設置する前に市長に申請しなければならない。

(1)　対象設備の設置に要する費用の内訳が記載された見積書

(2)　対象設備の設置予定箇所の位置図

(3)　対象設備の設置予定箇所が確認できる写真（新築の場合は除く。）

(4)　ペレット取引協定書（ペレットの供給者と取引予定量、協定の期間（３年以上）及び協定価格の決定方法を記載した木質ペレット安定取引協定書をいう。以下同じ。）（対象設備がペレットストーブ又はペレットボイラーのときに限る。）

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金交付の条件）

第６条　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則及びこの要綱の規定に基づくほか、次に掲げる条件を守らなければならない。

(1)　対象設備は、県内に事業所又は代理店を有する者から購入すること。

(2)　この要綱による補助金の交付を受けた後においても、対象設備を善良に管理すること。

(3)　この要綱による補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して５年間（以下「処分制限期間」という。）は、市長の承認を受けないで、対象設備を譲渡し、又は交換し、並びに貸し付け又は担保に供しないこと。

(4)　ペレットストーブ又はペレットボイラーに使用するペレットは、長野県産間伐材を利用したものとすること。この場合において、ペレット取引協定書を締結すること。

(5)　ペレットストーブ又はペレットボイラーには、年間800キログラム（原木換算２立方メートル）以上のペレットを使用すること。

(6)　ペレットストーブ又はペレットボイラーにあっては、この要綱による補助金の交付を受けた年度から起算して３年間は、森のエネルギー推進事業達成状況報告書（様式第２号）を翌年度の６月末までに、市長に提出すること。

（変更等の届出）

第７条　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、千曲市森のエネルギー推進事業変更・中止届出書（様式第３号）に、当該事実を証する書類を添付し、直ちに市長に届け出て、その承認を受けなければならない。

(1)　申請書に記載した事項に重大な変更が生じたとき。

(2)　当該事業を中止したとき。

（実績報告）

第８条　補助事業者は、対象設備の設置が完了したときは、千曲市森のエネルギー推進事業実績報告書（様式第４号）に、次に掲げる書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

(1)　対象設備の設置に要した費用の内訳が記載された領収書の写し

(2)　対象設備の設置状況を示す複数個所の写真

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定の取消し）

第９条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　規則第17条各号のいずれかに該当するとき。

(2)　法令及びこの要綱に違反して対象設備を設置したとき。

（状況等の報告）

第10条　市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して第６条第６号に定めるもののほか、対象設備の運用状況等を報告させることができる。

（補則）

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成21年４月１日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

|  |
| --- |
| 千曲市森のエネルギー推進事業補助金交付申請書年　月　日（宛先）千曲市長申請者　住　所氏　名　　　　　　　　　　　　連絡先（電話）　　　　年度千曲市森のエネルギー推進事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。 |
|  | 対象設備の種類 | □ペレットストーブ　　　　　台□ペレットボイラー　　　　　台□薪ストーブ　　　　　台 |  |
| 補助事業等の実施期間 | 年　　月　　日　～　　　年　　月　　日頃 |
| 対象設備の内容(出力、面積、発熱量等) |  |
| 補助事業に要する経費の予定総額 | 円 |
| 交付を受けようとする補助金の予定額 | 円 |
| 添付書類 | (1)費用の内訳（ストーブ等）が記載された見積書(2)設置予定箇所の位置図(新築の場合は建物設計図)(3)設置予定箇所が確認できる写真（新築の場合は除く）(4)ペレット取引協定書（薪ストーブの場合は除く。） |
| 備考 |  |

様式第2号（第6条関係）

森のエネルギー推進事業達成状況報告書

年　月　日

（宛先）千曲市長

補助事業者　住　所

氏　名

連絡先（電話）

　　　　年度に実施した森のエネルギー推進事業に係る達成状況について、下記のとおり報告します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事　業　内　容 | 対象設備の種類 | □ペレットストーブ　　　　　台 |
| □ペレットボイラー　　　　　台 |
| 設置完了年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 設置位置 |  |
| ペレット供給者 |  |
| 使用期間 | 　　　年　　月　　日　～　　　年　　月　　日 |
| 効果 | ペレット使用量計 | kg |

様式第3号（第7条関係）

|  |
| --- |
| 千曲市森のエネルギー推進事業　変更・中止　届出書年　月　日（宛先）千曲市長補助事業者　住　所氏　名　　　　　　　　　　連絡先（電話）　　　　年　　月　　日付千曲市指令　第　　　号で決定された千曲市森のエネルギー推進事業補助金の交付に係る事業を、次のとおり変更・中止したいので届け出ます。 １　変更の場合１　変更の場合 |
|  | 変更箇所 |  |  |
| 変更内容 | 変更前 | 変更後 |
|  |  |
| 変更理由 |  |
|  ２　中止の場合 |
|  | 中止理由 |  |  |

※変更・中止のいずれかに○を記入してください。

様式第4号（第8条関係）

|  |
| --- |
|  千曲市森のエネルギー推進事業実績報告書年　月　日（宛先）千曲市長補助事業者　住　所氏　名　　　　　　　　　　連絡先（電話）　　　　年　　月　　日付千曲市指令　第　　　号で決定された千曲市森のエネルギー推進事業補助金の交付に係る事業が、次のとおり完了しましたので報告します。 |
|  | 対象設備の種類 | □ペレットストーブ　　　　　台□ペレットボイラー　　　　　台□薪ストーブ　　　　　台 |  |
| 設置完了日 | 　　　　年　　月　　日 |
|   | 対象設備の内容（出力、面積、発熱量等） |  |
| 補助事業に要した経費の総額 | 円 |
| 確定を受けたい補助金の額 | 円 |
| 添付書類 | (1)領収書の写し及び内訳書(2)設置状況を示す複数個所の写真(3)その他市長が必要と認める書類 |
|  |

|  |
| --- |
| 　上記の報告事項について審査しましたので、意見を付けて報告します。 　　　　　　年　　月　　日 　　　　　　　　　　　　　　　　　審査担当職氏名 （審査結果の意見） |

※報告者は、これ以降の欄には記入しないでください。